

最終報告

議会活性化特別委員会

本特別委員会は、議会活性化のための改革事項の調査および検討を行い、市民の負託に応えられる議会活動、議員活動の実現を目指すため、昨年6月に設置されました。11月22日までの9回にわたる調査・検討の経過は、1月発行の「さやま議会だより」でお知らせした「議会活性化特別委員会中間報告」とおりです。

委員会では、その後4回にわたり会議を開催し、政務調査費および議会基本条例について、調査・検討を行いました。なお、政務調査費および議会基本条例の調査・検討に当たっては、それぞれワーキンググループを立ち上げ、委員がそれぞれの立場を超え、自由かつ真摯な意見交換を行う中で、成案の合意を導き出してきたものです。



1. 政務調査費について

広 報広聴機能の強化という観点、また、より透明性のある、効果的で合理的な政務調査費の使途という観点を主眼に検討した。

- (1) 広報費は会派の発行する機関紙の経費に支出できるとの認識であり、対象外経費は政党の機関紙に限定する。
- (2) 広報費の支出は上限額を廃止し、報告責任を明らかにしていくという観点から、広報紙に掲載する議員の写真について、一定の制限のもと、掲載を認める。
- (3) 資料作成用ツールソフト、CD、DVD、USBメモリなどは資料作成の必需品として認める。
- (4) 図書購入は金額を明確にするため、裏表紙の写し添付を義務付ける。
- (5) 広報・広聴に伴う手話通訳は、本来議会費で支出すべきものであるが、制度上の整備が整うまで、政務調査費からの支出を認める。
- (6) 視察報告書等関連書類については、積極的にWEB公開していく。
- (7) 市政に関する調査・研究資料作成委託費については、調査企業、調査団体、有資格者に対して委託できる。ただし、2親等以内の親族への委託は不許可とし、委託にあたっては市の要綱を準用する。
- (8) 調査研究視察の宿泊費は、実費精算で上限金額を15,000円とする。ただし、できる限り低廉な宿泊先を選ぶこと。また、原則として夕食は宿泊先以外では、提供されない場合を除いて支出しない。
- (9) 調査研究の交通費については、公共交通機関を使用し、事前届出と事後の成果報告を行うことで認める。ただし、市政に関する調査研究に限る。個人および政党の政治活動は対象外とする。
- (10) 視察については、車の使用を認める。ガソリン代は、計算上のみなし距離に市条例で規定する車賃を乗じて算出するものとする。

2. 議会基本条例について

広 範・多種多様な市民の意見を把握し、それを市政に反映するため、多角的・多面的な視点からの議会機能の強化により、議会改革による議会の活性化を図り、市民に見える、必要とされ、期待される議会を目指すものとする。

■市議会のさらなる活性化に向けて

委員会では、これまで積み重ねてきた議論や調査結果を踏まえ、狭山市議会のさらなる活性化のための改革事項と目指すべき方向性を、下記のとおり提言するものです。

提 言

平成12年の地方分権一括法制定以来、市民の立場に立ち、「住民自治」を強化する観点から、議会権能の強化が強く求められている。

昨年6月に議会活性化特別委員会を設置し、9カ月間にわたって市議会の活性化について調査・検討してきたが、改選後の議会においても、さらに市民に信頼される市議会を目指して、次の点に取り組みされることを提言する。

1. 議会基本条例の制定

- ・議会活性化のための検討機関の設置について
- ・全員協議会、代表者会議などの議会機関の法制化について
- ・政治倫理規定の位置付けについて

2. 見える議会の推進

- ・議会広報常任委員会の設置
- ・議会のCATV・WEB放映のあり方について
- ・議会主催による議会報告会のあり方について
- ・執行部反問権について

3. 声を聞く議会の促進

- ・市民懇談会・意見交換会の開催について
- ・参考人制度の活用について

4. 信頼される議会の確立

- ・議員間協議の充実について
- ・議事案件の強化について
- ・議員研修の強化について

5. 議会費の再検討

- ・費用弁償のあり方について
- ・政務調査費の使途基準のさらなる明確化について

